2　異議の申立て又は審査の請求には、次のものを含める。

(a)　一の行政当局であって、1に規定する決定を行った職員若しくは官署よりも上級のもの若しくはこれらから独立したものに対する行政上の異議の申立て又は当該行政当局による審査の請求

(b)　1に規定する決定に関する司法上の異議の申立て又は審査の請求

3　各締約国は、2(a)に規定する異議の申立て又は審査の請求についての決定が自国の法令に定める期間内に行われない場合又は不当な遅延なくしては行われない場合には、1に規定する者が、行政上若しくは司法上の更なる異議の申立てを行い、又は行政上若しくは司法上の更なる審査を請求する権利を有することを確保する。

4　各締約国は、必要な場合には、1に規定する者が異議の申立て又は審査の請求の手続を利用することができるよう、当該者に対して行政上の決定の理由を提供することを確保する。

**第四・九条**　危険度に応じた管理手法

1　各締約国は、危険度に応じた管理手法の制度であって、自国の税関当局が危険度の高い貨物の検査活動に集中することができるようにし、及び危険度の低い貨物の引取りを迅速にするものを採用し、又は維持する。

2　各締約国は、危険度に応じた管理手法を、適当な選定の基準による危険性の評価に基づいて適用する。

3　締約国は、危険度に応じた管理手法の一部として、1に規定する検査活動のため貨物を無作為に選定することもできる。

4　各締約国は、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような態様で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

**第四・十条**　通関後の監査

1　各締約国は、物品の引取りを迅速にするため、自国の関税法令その他の貿易に関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。各締約国の税関当局は、前条に規定する危険度に応じた管理手法を適用する場合には、自ら行った通関後の監査の結果を利用する。締約国は、自国の税関当局が危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、貿易に関連する他の当局が行った通関後の監査の結果を利用することを定めることができる。その逆の場合も、同様とする。

2　各締約国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定するものとし、当該方法には、適当な選定の基準を含めることができる。各締約国は、透明性のある方法で、通関後の監査を実施する。ある者が監査の対象となり、当該監査につき明確な結果が得られた場合には、締約国は、自己の記録について当該監査を受けた者に対し、当該結果、当該監査を受けた者の権利及び義務並びに当該結果の理由を遅滞なく通知する。

**第四・十一条**　通過及び積替え

一方の締約国は、適切な管理を維持しつつ、自国の関税領域を通過し、又は当該関税領域において積み替えられる他方の締約国からの又は他方の締約国への物品の移動を円滑にするための手続を採用し、又は維持する。

**第四・十二条**　税関協力

1　両締約国の税関当局は、この協定に規定する他の形態の協力に影響を及ぼすことなく、第一・六条の規定にかかわらず、税関相互支援協定に従って、この章に規定する事項について、協力（情報を交換することによるものを含む。）を行い、及び相互行政支援を提供する。

2　両締約国の税関当局は、それぞれの関税法令の遵守を確保しつつ貿易の円滑化を一層発展させること及びサプライチェーン・セキュリティを改善することを目的として、次の分野において、この章に規定する事項について協力を促進する。

(a)　貿易慣行の進展を考慮しつつ、税関手続を一層簡素化することに関する協力

(b)　世界税関機構の標準規定その他の適用可能な国際的な基準に従って通関のためのデータに係る要件を調和させることに関する協力

(c)　国際貿易のサプライチェーンをＳＡＦＥ枠組みに基づいて確保し、及び促進することに係る税関に関連する側面の更なる発展に関する協力

(d)　危険度に応じた管理手法に係る技術の向上に関する協力（最良の慣行並びに適当な場合には危険度の情報及び管理の結果を共有することを含む。）

(e)　第四・四条3及び第四・六条2に規定する措置又は同条3に規定する制度を更に発展させるための協力（一方の締約国の貿易業者又は事業者が他方の締約国の措置又は制度から利益を得ることを認めるために協力する可能性を含む。）

(f)　共通の関心事項（関税分類、関税評価及び原産地を含む。）についてのＷＴＯ、世界税関機構その他の国際機関における協力及び調整（可能な場合には、共通の立場を確立することを目的とするもの）

(g)　禁制品の取引の取締りに関する協力

3　両締約国の税関当局は、2の規定を実施するために必要な情報の交換を確保する。

**第四・十三条**　一時輸入

一方の締約国は、第二・十条に規定する産品の一時輸入のため及びその原産地のいかんにかかわらず、一時輸入に関する国際協定に定める手続であって自国が適用するものに従い、他方の締約国において発給された物品の一時輸入のための通関手帳（注）を受け入れる。

注　「物品の一時輸入のための通関手帳」とは、千九百六十一年十二月六日にブリュッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約又は千九百九十年六月二十六日にイスタンブールで作成された一時輸入に関する条約におけるものと同一の意味を有する。

**第四・十四条**　原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会

1　第二十三・三条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、第三・二十七条1に規定する他の責任に加え、この章の規定の効果的な実施及び運用並びに第二章及び第十四・五十七条に定める税関に関連する事項について責任を負う。(注)

注　この条のいかなる規定も、第二章の規定に関連する物品の貿易に関する専門委員会又は第十四章の規定に関連する知的財産に関する専門委員会について、両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

2　両締約国は、専門委員会の会合に出席する自国の代表団の構成が当該会合の議題に対応することを確保する。

3　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　1に規定する規定の実施及び運用から生ずる全ての問題に取り組むこと。

(b)　1に規定する規定の実施及び運用を改善する分野を特定すること。

(c)　1に規定する規定の対象となる事項に関し、相互に合意する解決を速やかに得るための仕組みとしての任務を遂行すること。

(d)　この章の規定の目的及び効果的な運用を達成するために必要であると認める行動又は措置に関する決議、勧告又は意見を作成すること。

(e)　第四・十二条2に規定する分野において、この章の規定の目的及び効果的な運用を達成するために必要であると認める行動又は措置であって一方の締約国又は両締約国がとるものを決定すること。

(f)　合同委員会が第二十三・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

## 第五章　貿易上の救済

### 第Ａ節　一般規定

**第五・一条**　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。